

【令和6年度かまくら人権施策推進委員会会議録】

1 日 時：令和6年（2024年）8月28日（水）

午前10時から11時まで

2 場 所：鎌倉市役所第6分庁舎602会議室

3 出席者：【委員】倉田委員長、樽井副委員長、秋元委員、影山委員、坂上委員

【事務局】矢作地域共生課長、新井課長補佐

※ 傍聴者 なし

4 議題

(1) 令和5年度鎌倉市人権施策推進状況報告について

(2) その他

5 配付資料

(1) 【資料1】かまくら人権施策推進委員会委員名簿

(2) 【資料2】令和5年度鎌倉市人権施策推進状況報告

(6) 【参考資料】かまくら人権施策推進指針改訂版

6 会議の概要

出席委員の確認、傍聴者の確認取扱い、会議録等の取扱いについて確認した後、議案の審議を行った。

7 議事

(1) 令和5年度鎌倉市人権施策推進状況報告について

事務局：資料2「令和5年度鎌倉市人権施策推進状況報告」を御覧ください。

1ページをお開きください。本書は3月に本委員会から答申をいただきました「第3次かまくら人権施策推進指針」の前の「かまくら人権施策推進指針改訂版」に基づいた令和5年度中の取組を記載したものです。

1ページの中段に記載のとおり「第4章分野別施策推進の基本的方向」における特に重要な取組「第5章人権施策推進に向けて」に示したそれぞれの事業について、担当課がA B C Dの区分で達成状況を評価したものです。

取組状況88件のうち、A評価は32件、B評価が47件、C評価が7件、D評価が2件でした。CとDの合計は9件で、前年の16件から減少しています。また、前年度から評価が上がった事業は22件と前年度と同数であり、

下がった事業は1件で、昨年の4件から減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響によりここ数年間実施できていなかった事業を再開したことにより事業評価が上がっている理由がある一方、オンラインなどを含め新たな手法により人権施策の取組が進められており、引き続き社会状況に応じた取組が必要です。

2ページを御覧ください。

Ⅱ 分野別施策推進の基本的方向と推進状況について、それぞれの主な重点施策を説明します。

1 女性の人権、(1)政策・方針決定の場への女性の参画の、事業内容「審議会等における女性委員登用の促進について」です。審議会等の女性委員登用の促進を図るため、男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないことを目標値として定めています。令和6年4月1日現在、これを満たした審議会は、全審議会数65のうち45で、割合にすると69.2%でした。目標達成率は前年の68.1%に対し1.1ポイントの増となっています。この背景には、令和4年7月に「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱」を改正し、各部の目標達成率を把握するなど、推進体制をより強化したことによるものです。

その下の「事業所や各種団体等に対する女性の職域拡大推進のための啓発」について、令和5年度に新たに鎌倉市企業・求人情報発信サイトにおいて女性の職域拡大について周知を図ったことにより評価がAと上がっています。

3ページ (2)のドメスティック・バイオレンス対策の充実について、事業内容「DV及びデートDV等の防止、被害者の保護・自立に向けた支援」ですが、女性相談の件数を記載しております。令和5年度面接相談104件、電話相談499件、一時保護1件であり、前年度より特に電話の件数が増加しています。電話相談は予約等が必要なく相談ができ、匿名性も保たれることから、お一人当たり複数回の電話相談が増えています。面接相談においては、複合的な課題を抱える相談が多く、関係機関との連携が求められてきています。引き続き、本人の意向を踏まえつつ、保護施設や関係者と連携を図りながら支援を行ってまいります。

5ページから、2 子どもの人権(2)児童虐待の未然防止策と対応の充実についてですが、6ページ中段、「こどもと家庭の相談室における、児童虐待未然防止、早期発見と早期対応の推進」ですが、相談員の人員増、相談日を増やすなどした結果、令和5年度395件と相談件数が増加しました。

その下の段、「虐待防止意識の啓発」ですが、新型コロナウイルス感染状況が落ち着いてきたことで子育て講座を継続的に実施できたことや、啓発普及活動により、子育て支援センターの利用者が増加しました。

7 ページ(3)いじめや不登校対策の充実については、一番下、教育センターの取組について、相談室では、教育相談員による相談を実施しており、令和5年度相談件数 3,333 件、相談人数 550 人でした。電話だけでなく web やメールを活用した相談体制を構築し、相談しやすい仕組みづくりを行っています。

9 ページ、3 高齢者の人権、(1)高齢者虐待防止対策の推進、事業内容「高齢者虐待予防の周知・啓発の推進」ですが、全介護保険事業所に虐待防止研修を2回開催したほか、令和4年度までコロナ禍で中止となっていた玉縄まつりでの周知・啓発を再開することができました。

下段の高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議については、今後別の会議体と併せて整理していく予定であることから会議自体の開催はなかったこともあり、評価Dとしています。

10 ページ、(2)成年後見制度の利用促進について、鎌倉市成年後見センターでは、高齢者だけではなく、障害者にも対応しており、成年後見制度の相談に応じています。また、市民や介護事業所職員向けに成年後見制度の利用や権利擁護に関する研修会等行い、制度に対する周知・啓発を行いました。研修のテーマによって参加人数が少ない回もあったため、関心をもっていただけよう周知方法を工夫するなどを課題としています。

11 ページ、(3)地域包括ケアシステムの構築、「地域包括支援センターの機能の充実」について、地域包括支援センターによる「高齢者よろず相談」を実施し、高齢者の相談・支援の充実を図りました。また、2 番目の段に記載がありますが、関係団体・関係機関のネットワークの強化を目的として、地域包括支援センター職員のほか、介護支援専門員、医師、歯科医師、介護事業所職員によって多職種ミーティングをオンラインで2回開催し、支援体制の充実を図りました。今後は地域課題の共有と解決に向けた地域づくりの推進が課題となっています。

続いて、12 ページから、4 障害者の人権 (1)障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進、13 ページ、「避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実」中段の災害時における避難所の対応について、福祉避難所に指定されている市内5箇所の老人福祉センター指定管理者との協議等を踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成するとともに、玉縄すこやかセンター及び腰越なごやかセンターで福祉避難所の開設・運営訓練を実施しました。

14 ページ、「障害者の雇用の場の確保などの社会参加促進」について、障害者の就労支援のため「障害者二千人雇用センター」を委託運営し、障害者二千人の雇用を目指し支援事業を行ってきましたが、令和5年度に就労者数 2,000 人を達成しました。

その他、障害者二千人雇用協議会を開催し課題の把握や支援体制の整備などについて協議を行うこと、藤沢公共職業安定所との共催で障害者向け就職面接会を実施する、障害者雇用啓発講演会を行うなど、障害者の雇用の確保・社会参加の促進を図りました。

15 ページ、(2) ライフステージに応じた相談支援体制の推進について、下段の発達支援室の相談件数ですが、令和 5 年度は 2,005 人に実施し、巡回相談実施延べ人数については、307 人でした。

15 ページ下から 3 行目から 16 ページにかけて、「かまくらっ子発達支援サポーター」が令和 5 年度は小中学校 2,751 人、幼稚園 214 人に対して活動しました。また 16 ページ一番下には、支援を必要とする子どもが所属する集団で必要なサポートが受けられるよう、幼稚園・保育園の職員を「発達支援コーディネーター」として養成するための研修プログラム等を令和 3 年度から実施しました。令和 5 年度は発達支援コーディネーター養成講座に 25 人が参加、また保護者支援や地域支援の強化を目的として出張相談等実施しました。

17 ページ、(3) 障害者の虐待防止の推進について、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センターで、相談や通報に対応しました。

18 ページ、(5) 障害者への理解の促進について、障害者の手作り品やお菓子等販売する「ふれあいショップ」を市役所ロビーで、週 2 回程度及び大船駅前にて年 1 回開催したほか、市民向け講演会を開催し、参加者から好評であったとのことです。

19 ページ、5 外国人の人権についてです。

(1) 多言語による情報提供の推進について、地域共生課では、市民団体と協働し、外国籍市民向け生活ガイドを作成いたしました。

6 災害発生時の人権についてです。

(1) 防災に関する男女共同参画の推進では、防災会議委員の女性委員の登用については、委員 36 人中 5 名といった状況で、女性委員の登用が厳しい状況となっていることから、今後、委員の女性登用の促進を課題と捉え検討が必要となっています。

22 ページ、7 同和問題についてです。(2) 個人情報の保護については、住民票や戸籍等の発行に際し、本人確認の徹底及び「鎌倉市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱」に基づき不正取得の防止に努め、不正取得とみられる事案を発生させませんでした。

23 ページ、8 さまざまな人権についてです。(2) 性的少数者の人権については、市役所ロビーにおいて性的マイノリティの理解を目的としてパネル展を行い、併せてホームページや SNS を活用して相談機関の案内等行いま

した。また、パートナーシップ宣誓制度についてもホームページやSNSで周知を図り、令和5年度8組の宣誓がありました。

(3)犯罪被害者の人権については、令和5年度から犯罪被害者支援条例の制定に向け検討を進め、令和6年度中の条例制定の準備を進めています。

(4)拉致被害者の人権については、市役所ロビーにおいて神奈川県関連特定失踪者パネル展示による啓発及び大船駅東口歩道橋に拉致問題啓発タペストリーの掲示を行いました。

(6)ホームレス問題については、生活困窮者に対し、生活保護制度の適用や就労支援員への相談、ハローワークと連携し就労に繋げるなど自立のための支援を実施しました。

(7)食料支援については、生活困窮者を対象に、食料頒布会を月1回実施するほか、緊急的に食料が必要な方へ食料支援を行いました。

26 ページ、Ⅲ 今後の人権施策推進に向けた基本的方向と進捗状況です。

1 人権教育・啓発・研修の推進の(1)人権教育の推進、「保育所・幼稚園、小・中学校における、発達段階に応じた人権尊重の理念を理解するための教育」の上段で、地域共生課では人権擁護委員が人権教室として保育園で紙芝居を4年ぶりに実施しました。下段、子どもの意見を聴く機会の確保と意見の尊重では、「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の第17条第1項に基づき、子どもが自由に意見を述べる機会として、11～17歳の子供を対象に仮称こども計画策定に向けたアンケートを実施しました。

(2)人権啓発の推進のうち、「市民が参加しやすい曜日や時間帯に配慮した啓発活動」については、福祉総務課では2回開催しましたが、地域共生課では、講師との調整がつかず、研修会の開催ができなかったことからD評価としました。令和6年度は研修会開催に向け準備を進めています。

以上で説明を終わります。

委員長：ただいまの事務局のご説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

私からいいでしょうか。評価結果が22件上がったことは素晴らしいことで各部署の努力は評価したいと思います。Aになったらどうするかが今後の課題だと思います。AになったらBに下がらないような工夫が必要であり、Aからさらに上を目指しSなども設けたらいいのではないかと思います。Sはさらに新しい施策に取り組んで成果が見られたものとして、さらに言えばSSなども設けていかないと停滞してしまうことも考えられると思います。Sになったら表彰されるなど考えてもいいと思います。また、評価がDのところはずっとDが続いているようです。Dは大学で言えば再試になる。何も対策をしなかった場合はDではなくEとし、Eは理由や対策を説明してもら

い、Cに上がるために努めるなど、S SからDはなくしてEなどのランクにしたら良いのではないかと思います。そうしないとDのままで済んでしまうことになる。なぜやらなかったのか、やらなくてはならないという意識を持って取り組んでもらわないといけないので、DではなくてEにしてしまうなどはいかがでしょうか。Aになると安心してしまうので、さらに高めて市全体が良くなっていくためにはさらに高い目標を立ててもらいようにしないと水は低いほうに流れて行ってしまうので。良い市にするためにはもっと上を設けて、そこには報酬が発生してもよいのではないかと思います。

委員：そのくらい厳しい判定も必要だと思います。27ページの地域共生課で、講師との調整がつかず、研修会を開催しなかったとあり、評価がDとなっています。いろいろな経過があると思いますが、取り組めていないことに対するペナルティはあってもよいのではないかと思います。今、全体的に研修とか講演会とか集まる人数が非常に少ないですし、講師の方も調整できなかったのでしょうかね。

事務局：地域共生課くらしと福祉の相談担当の所管部分だったのですが、講師と具体的な日程調整を行うなか、講師が個人で事業運営されていたところから企業に所属するなどして講師料が変わり対応が困難となった経緯がありました。その後別の方で調整しましたが、日程が合わず開催できませんでした。

委員：もう1箇所、D評価が9ページの高齢者いきいき課であったようですが。

事務局：これは会議自体を合流させて整理をさせていくということで、評価自体が適切なのかというのはありますが、発展的解消みたいところがあるので、物理的に開催されなかったけれども、情報共有等で実質的な動きは担保していきますということです。

また、委員長にお話しいただいたとおり、A評価を継続するときに、Aなので昨年度と同じ取組をして停滞するという点ですが、評価自体が相対的で主体的な評価ということもあり、ずっとAを取り続けているとそこからの発展性がないということが課題となっています。前年と全く同じ取組をしたからAでよいかどうかという疑問もあると思います。本来は効果的に展開していくべきものなので、同じことが繰り返されただけでAとするのはいいかどうかという視点が必要だと思います。

委員長：次年度予算をこれから9月10月で要求していくのでしょうけど、今までのようなマイナスシーリングがかかり事業費が削減されることによって、職員もトライする意欲が落ち、事業費がつくとトライしていく気持ちになるかと思います。例えばいつもDとかC評価になっているところでも、ちょっと新しい方向に変えてみようかなど、そういうところには事業費を配分していくなど考えてもよいと思います。マイナスシーリングばかりだと職員がトライ

する機会が減ってしまうと思います。お金の面ではもっと減らさなきゃならないところを探し出すなども必要ですね。若い職員たちが目の前のこと片付けていけばいいというような感じになってしまいがちなのかと思って、私はちょっと憂えています。

委員長：保育園でも公立の職員でやる気や能力がある人がたくさんいますが、周囲から余計なことをするなと言われてしまうようです。そのことでせっかく能力があるのに停滞してしまう。新たな企画を出して前に進もうとした人が評価されるような公務員になっていかないとダメだと思います。

委員：10年前はもうちょっと違ったなと思ったりして、ここのところちょっと心配しています。

委員長：A評価の次のSというのをとりあえず設けるか、その後SSを徐々に設けるなどすると鎌倉市が発展していくと思います。下はEをつけるかつかないかは別としてもDのままでいいのかということになると、なぜそうなのかが大切だと思います。

事務局：評価の表現方法について、ABCDという4段階でしか表現していない点、また、自由記載による説明という評価の表現形式に課題があると認識しています。

委員長：以前の委員会では各部署の部長などに出席し、説明をしてもらい、すごいプレッシャーがあると思っていましたが、それがコロナでなくなり文章だけでの評価となった経過があります。

事務局：評価区分とか、例えば新規性のある取組が書かれているかどうかみたいなことが報告の様式として見える形式などが考えられます。

委員：改善や新しい取組が見え、評価されるとやる気も出てくるんだろうと思います。

委員長：人権施策自体が新しい取組なので、浸透してくるのも時間がかかったと思います。ここでの発言権をもっと強くなるようにしなくてはいけないと昔から言っており、とても重要なことだと思います。

委員：今お話を聞いていて、ABCDの評価でBCの違いがわかりにくいというのはありました。BもCも実施はしているが、不十分な点が多いのか少ないのかの判断基準が少し不明瞭なのかなと思います。また27ページでは例えば2番の人権啓発の推進で差別を受けている当事者や支援者とともに啓発を行うというところで、これが昨年度の評価がD評価で、今年度はA評価になっています。この部分で一気にCBを飛ばしてAになっており、協働で写真展示を行い、啓発活動としてどのような効果があったのかということも含めて記載できるといいのかと思いますが、昨年Aだったからもう1回写真展やろうかということになりかねないなと感じました。あとはせっかくやって

いるものが伝わりにくいというのが一番もったいないなと思っており、スペース的にも限られた中で各報告をするというところでは致し方ない部分もあるのかなとは思いました。また、事業計画で定めており、結果未実施だったというのは評価としてEなのか、未実施なのか明確にしてもいいのではないかと思います。Dの場合は実施方法を含め改善が必要である、またはほとんど実施できなかったとあり、ほとんどというのがわかりにくくなってしまうのではないかと、また、評価をもう少し多くというのは、Aで頭打ちになるというところも防げるのかなと思いながら聞いていました。

委員：私も目標で何もできなかったからすぐにDで、やったからDからAというのは無理があるかなという思いはあります。また、人権については、差別禁止法やいろいろな法律ができていて、それに対応する部署の方も研修など大変だとは思っています。だから、それを具体的にどう考えて、どういうふうにしようかという過程がとても大事ではないかと思うので、そういう意味でやったからどうかと言うのではなく、過程をどのように踏んでいったか、ということが大事だと思います。その過程を踏まえて、でもやっぱりここはできなかったとかいう、そういったものはもう少し見られた方がいいのではないかなと思います。

委員：A B C Dの4段階評価のいわゆる数量評価と、プロセスの内容の評価というのは2段階評価のようにしていくと、もう少し明らかになるのかなと思います。数字が出てくると、評価も1か0かという、その数量評価で記載するものと別に、プロセスに対しての内容についての評価というのがあるとよいと思います。

委員：皆さんがおっしゃるとおりだと思いますが、A B C Dの評価をするに当たって、例えば21ページの防災に関する男女共同参画の推進で、前もCで今回もCである事業がいくつかあるのですが、このようにCが続く場合には、ただ今年もCでした、として終わるのではなく、何らかの抜本的な検討が必要なのかなと思いました。例えば、防災会議委員における女性委員は36人中5人という部分で、そこに書いてあるのが委員は充て職であり、前にもこの充て職とは何かということを説明していただいて、こういう事情で難しいという話は伺ったのですが、それならその委員は充て職であるという、そういう前提をまず変えるというようなところまで考えてもいいのかなと思いました。

委員長：有意義な御意見をいただきましたと思いますが、それでは、この議題1について御確認いただいたということでよろしいでしょうか。

(2)その他

委員長：次に議題2その他ですが、事務局からありますか。

事務局：本委員会の委員の皆様の任期が令和４年 12 月 1 日から今年令和 6 年 11 月 30 日となっており、今年度の開催予定今回 1 回のため、現委員での委員会は今回で最後となります。ありがとうございました。次回以降お願いする場合には改めて各団体等にお声がけさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございました。各委員の意見を委員会の見解としてください。これで本日の議事が全て終了いたしましたので委員会を終了いたします。お疲れ様でした。